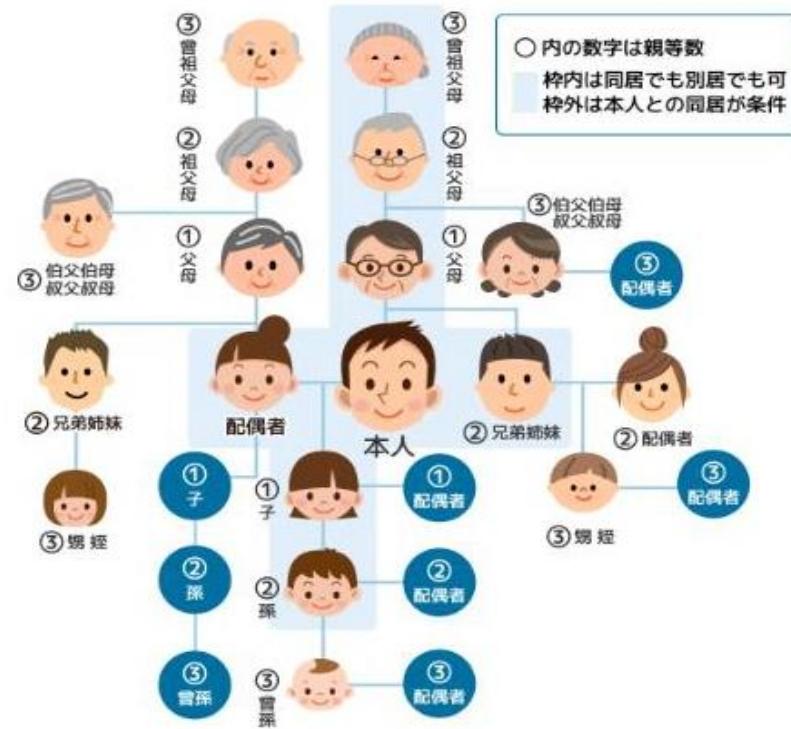


被保険者本人から見た、申請対象者の続柄と同居・別居の要件を確認してください。同じ住所でも住民票を分けている場合は別居と見なされます。会社都合の単身赴任は同居の取扱とします。



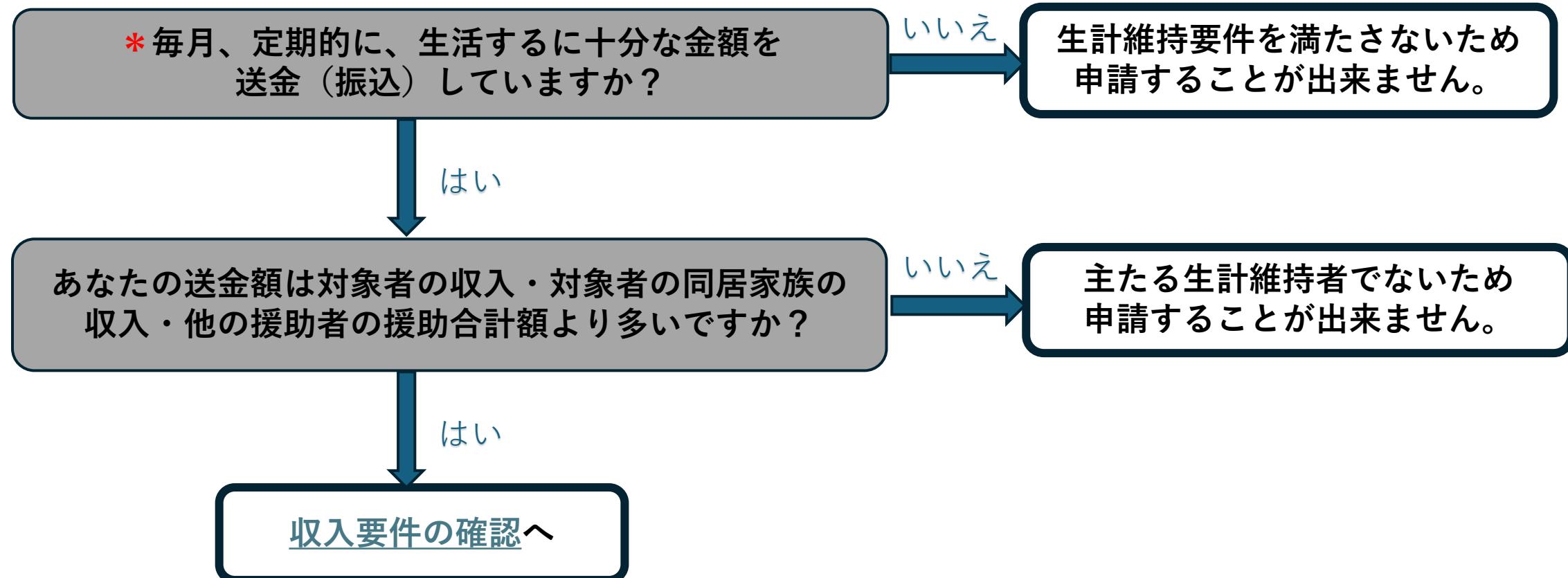
クリックすると生計維持要件・収入要件のページにリンクします。

続柄	同居・別居	
子	同居	別居
配偶者 (内縁関係も可)	同居	別居
父母	同居	別居
兄、姉、弟、妹	同居	別居
祖父母、孫	同居	別居
上記以外の3親等内の親族	同居	-
配偶者の父母、連れ子	同居	-
配偶者死亡後の父母、連れ子	同居	-

【注意！】

配偶者様を被扶養者とされる場合は、健康保険の手続きとは別に「国民年金第3号被保険者届」の手続きも必要です。 配偶者様の年金手帳もしくは基礎年金番号通知書コピーも一緒にご提出ください。
事業主委託先にて対応いたします。

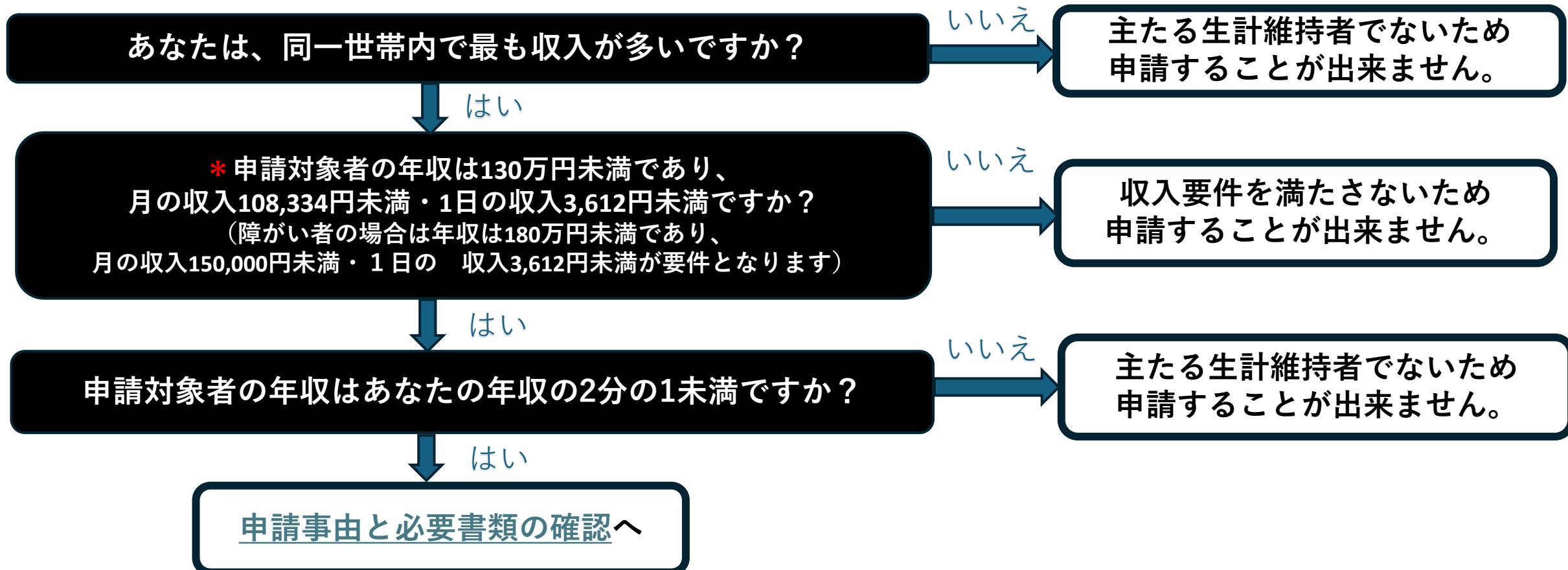
別居のご家族の生計維持要件



*一括送金は生計維持の継続性が確認できないため不可。また現金手渡し、クレジットカードの共有、生活用品等の現物援助についても、主たる生計維持者の確認が困難であるため不可。

*送金額は、対象者が生活を送るに足る十分な金額であり、被保険者自身も、送金後なお自身の生計を営める状態たる必要があります。「生活を送るに足る金額」は、お住まいの地域、年齢、個々の生活状況等により総合的に判断します。

主たる生計維持者の要件、申請対象者の収入要件



* 「収入」は、給与・不動産収入、諸手当等すべての収入を差し、非課税である年金や社会保険の給付金・手当金も含みます。「所得」ではありませんのでご注意ください。（自営業者の収入について）

* 優先扶養義務者が存在する場合は、被保険者の収入が多くとも不認定となることがあります。

注意！自営業者の収入について

自営業者の扶養認定において、「収入」とは「税・保険料等控除前の総収入」のことであり、「所得」ではありませんのでご注意ください。

また原材料等の直接的経費以外は、差し引いて考慮することはできません。税法上の「年間収入（1～12月）」とは異なり、向こう1年間の収入見込額を指します。

向こう1年間の収入状況が証明出来ない場合は、直近の確定申告書類（決算書一式）で判断いたします。